

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表について

当組合は、次世代育成支援対策推進法に基づき、下記行動計画を策定し取組んでまいります。

記

I. 計画期間

平成27年4月1日～平成37年3月31日までの10年間

II. 内容

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- 男性の子育て目的の休暇の取得促進
- 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにする
- 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい制度等の導入を検討する

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- 所定外労働の削減のための措置の実施
- 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

2. 上記1以外の次世代育成支援対策に関する事項

- ##### (1) 若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練を推進する

III. 対策

職員に対して制度の活用の内容周知、制度の見直しを進めて、次世代育成のための取組みを進めてまいります。

以 上